

総社市出産・子育て応援給付金支給事業のご案内

総社市では、妊婦・子育て家庭の経済的支援とともに、妊娠期から子育て期にわたる、伴走型相談支援を行う取り組みを開始しました。



対象者

申請日において、総社市に住民票を有する妊婦及び産婦等

- 1 令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した方
- 2 令和4年4月1日以降に出生した子どもの母親(養育者)

支援の内容

種別	対象者	給付額
出産応援給付金	妊婦	妊婦1人あたり5万円
子育て応援給付金	子の養育者 (原則:子の母親)	子1人あたり5万円

支給要件 ※所得制限なし

- 1 妊婦が妊娠届出時に面談を受け、「妊娠期アンケート」に回答すること
ただし、産科医療機関等を受診し、医師等による妊娠の事実の確認がなされた方に限る
(出産応援給付金5万円給付)
 - 2 産婦が総社市こんには赤ちゃん訪問等で面談を受け、「出産後アンケート」に回答すること(子育て応援給付金5万円給付)
- ※申請書類等を市に提出し、審査後、振込まで1～2か月程度かかります

対象者, 申請時期・金額, 申請方法について

対象者	申請時期・支給金額	申請方法等
妊娠届出をして、 今後出産予定の方	妊娠届出時 5万円 (申請期限) 妊娠中	・妊娠届出時に面談等を終えて、 申請書類等を受理後に、出産応援給付金 5万円を支給
出産後、子を養育する方で、 総社市こんには赤ちゃん 訪問(生後4か月頃まで)を 終えた方	出生後 5万円 (申請期限) 出生後4箇月以内	・出生後、総社市こんには赤ちゃん訪問 (生後4か月頃まで)で面談等を終えて、 申請書類等を受理後に、子育て応援給付金 5万円を支給

注) 妊娠届出後の流産・死産の方は、出産応援給付金の対象となります。

出生届出後に子どもさんが亡くなられた場合、子育て応援給付金の対象となります。

詳しくは、裏面の問い合わせ先までお尋ねください。